

目 次

公平委員会規則

ページ

- 4 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 2

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和7年8月18日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝見洋人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第4号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
17 阿賀町		17 阿賀町	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	(総務課関係) 課長補佐 <u>職員係長</u> 庶務 防災係長 <u>財政係長</u> <u>管財</u> <u>係長</u> <u>職員係</u> の人事、給与又は は服務担当の職員（企画に 関する事務を行うものに限 る。） <u>及び職員団体担当の職</u> <u>員</u> <u>庶務防災係の秘書担当</u> <u>の職員</u>		(総務課関係) 課長補佐 庶務防災係長 <u>企画財政係長</u> <u>行政係長</u> <u>庶務防災係の人事、給与又は</u> <u>は服務担当の職員（企画に</u> <u>関する事務を行うものに限る。）</u> <u>職員団体担当の職員</u> <u>及び秘</u> <u>書担当の職員</u>
	(略)		(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。